指定居宅サービス等の従事者に関する資格要件チェックリスト(H30~)

沖縄県高齢者福祉介護課

沖縄県が指定する指定居宅サービス等において、各事業所に配置する従事者の資格要件は以下のとおりとなります。下記以外の資格では認められませんのでご注意下さい。

また、これらの資格について各登録簿や籍への登録が済んでいること等が必要です。(試験に合格しただけでは不可。氏名の変更についても速やかに書き換えを行って下さい。)

例:介護福祉士→介護福祉士登録簿、看護師→看護師籍

サービス	職務	資格要件
訪問介護	訪問介護員等	□ <u>介護職員初任者研修修了者</u> □ <u>訪問介護員養成研修2級課程修了者</u> □介護福祉士 □介護福祉士実務者研修修了者 □介護職員基礎研修修了者 □訪問介護員養成研修1級課程修了者 □看護師又は准看護師 □保健師
	サービス提供責任者	□介護福祉士 □介護福祉士実務者研修修了者 □介護職員基礎研修修了者 □訪問介護員養成研修1級課程修了者 □看護師又は准看護師 □保健師
通所介護	生活相談員	□社会福祉士 □精神保健福祉士 □社会福祉主事及びその任用資格(大学等において社会福祉に関する指定3科目 を履修した者★) □介護福祉士 □介護支援専門員
	看護職員	□看護師又は准看護師
	機能訓練指導員	□看護師又は准看護師 □理学療法士 □作業療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 □柔道整復師 □あん摩マッサージ指圧師 □一定の実務経験を有するはり師 □一定の実務経験を有するきゅう師
	管理者	□看護師又は准看護師
訪問看護	看護師等	□看護師又は准看護師 □保健師 □理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 ※人員基準に含めることができるのは、看護師・准看護師・保健師のみ。 ※看護補助者は資格不要だが、雇用されている必要あり。
福祉用具貸与・販売し	福祉用具専門相談員	□福祉用具専門相談員指定講習修了者 □保健師 □看護師又は准看護師 □理学療法士 □作業療法士 □社会福祉士 □介護福祉士 □義肢装具士 は、時代の変遷とともに科目名の変更が行われています。このため、三科目主事の

★「社会福祉に関する科目」は、時代の変遷とともに科目名の変更が行われています。このため、三科目主事の該当可否を判断する際には、卒業された年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになります。科目名の変更は行っていますが、制度自体の変更はなく、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業されていれば該当することとなります。(科目等履修生として履修されたものは認められません。)なお、3科目以上を履修したことを証する書類としては、学校から出される卒業証明書と成績証明書の2点をもって確認することとします。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については、下記ページを参照。

 $http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html\\$